

10 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）拠出金

【令和7年度予算概算決定額 55（38）百万円】

＜対策のポイント＞

食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）締約国としての責任を果たすとともに、植物遺伝資源の取得を円滑化するため、ITPGRFA事務局の運営に必要な資金を拠出します。

＜政策目標＞

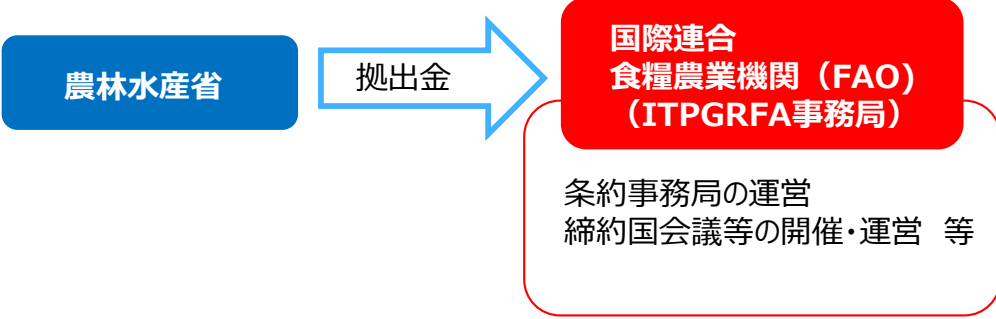
ITPGRFAの枠組みを通じて、植物新品種の開発に資する有用遺伝資源の取得を促進します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

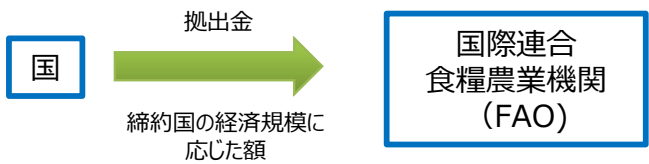
概要・目的

- 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）は、持続可能な農業及び食料安全保障の観点から、特に重要な食料及び農業のための植物遺伝資源を締約国が円滑に取得するための多数国間の制度を構築しており、本条約への加入とルールメイキングへの参画は、我が国の品種開発を加速化させるために重要です。
- 我が国は本条約に平成25年7月に加入、同年10月発効したことに伴い、締約国として重要な植物遺伝資源の導入が円滑に進展するよう、本条約の事務局運営に必要な資金を国際連合食糧農業機関（FAO）に拠出します。



＜期待される効果＞
条約の枠組みを通じて、食料及び農業のための植物遺伝資源の取得が促進され、新品種開発が加速化します。

＜資金の流れ＞



【お問い合わせ先】 （1）輸出・国際局新興地域グループ （03-3502-5913）
（2）大臣官房環境バイオマス政策課 （03-3502-5303）